

重 要 事 項 説 明 書

当施設は、ご契約者様に対してケアハウス入居サービスを提供いたします。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

【 目 次 】

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 施設の概要	3
4. 職員体制	4
5. 当施設が提供するサービス	5
6. 利用料	7
7. 苦情相談窓口	8
8. 非常時の対策	9
9. 当施設ご利用にあたって留意いただく事項	9

社会福祉法人 春風会

ケアハウス はるかぜ

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 春風会
法人所在地	静岡県沼津市東椎路 1742番地の1
代表者氏名	理事長 石川 三義
電話番号	055-967-1166
FAX	055-967-3566
設立年月日	昭和51年8月25日 (法人認可)

2. ご利用施設

施設の種類	ケアハウス
	平成16年4月1日
施設の目的	ケアハウスはるかぜでは、皆様が安心して、明るく充実した生活を送っていただける「住まい」でありたいと願っております。お互いに人格を尊重しながら、思いやりの心で助け合い仲良く楽しい日々をお過ごし下さい。
施設の名称	ケアハウスはるかぜ
施設の所在地	静岡県沼津市平沼929番地の1
施設長 (管理者) 氏名	長田 直樹
電話番号	055-969-3382
FAX番号	055-969-3385
開設年月日	平成16年4月1日 (設置認可)
当施設の運営方針	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉法人としての社会的責任を持って、常に積極的な経営を目指します。・個人の尊厳を大切にし、安らぎと信頼のある施設を目指します。・地域社会と積極的に交流を図り、地域福祉に貢献できる施設を目指します。・「聞く」「理解する」「共感する」を介護の基本として、質の高いサービス提供のため、介護の専門性向上に努めます。
交通の便	<ul style="list-style-type: none">・JR原駅前より、富士急行バス20分・JR原駅より、タクシーなど車両で所要時間10分
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損保株式会社

3. 施設の概要

(1) 敷地および建物

敷 地		4 9 8 7. 6 5 m ²
建物	構 造	鉄骨造 4階
	延べ床面積	5 1 4. 3 8 m ² (ケアハウスのみ)
	利用定員	1 0 名

(2) 主な設備

名 称	室 数 ・ 数	備 考
個人居室	1 0 室	全室、トイレ、冷暖房完備
メインダイニング	1 箇所	1 階
ダイニングルーム（食堂）	1 室	1 階
浴室	1 室	1 室
共同トイレ	1 室	1 階
談話室	1 室	1 階
集会娯楽室	1 箇所	1 階
医務室	特養本体兼務	3 階
相談室	1 室	1 階
洗濯室	1 室	1 階 (洗濯機2台)
洗濯干し場	各部屋ベランダ	1 階
展望ラウンジ	特養本体兼務2箇所	2階・3階

4. 職員体制

当施設では、ご契約者様に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

①主な職員の配置状況

職種	人數	主な業務
施設長	1名	施設管理者として職員の管理、調整、業務実施の把握、その他必要な指揮、命令など
生活相談員	1名	入居者の生活相談、面接、援助や、その他入居生活に関わる連絡、調整など
介護職員	1名以上	入居者の日常生活の介護、援助など
栄養士	1名	献立作成、栄養量計算、調理上の衛生管理等の調理員の指導など（特養本体兼務）
事務員	1名	庶務及び会計業務全般など（特養本体兼務）
調理員	1名	入居者の給食業務など

②主な職種の勤務体制

職種	勤務体制	
主治医	通院及び必要時 内科と歯科に関しては随時	
看護職員（特養本体と兼務）	日勤 遅出	8：00～17：00 8：30～17：30
介護職員	早番 遅番	7：00～16：00 10：00～19：00
宿直（特養本体兼務）	17：00～翌日8：00	

③医師（協力医）

医療機関の名称	森医院
医師の氏名	和田 則康
診療科目	内科・循環器内科
所在地	沼津市石川161
電話番号	055-966-2017

医療機関の名称	サトウ歯科
医師の氏名	佐藤 由和
診療科目	歯科
所在地	静岡県石川163
電話番号	055-966-2035

5. 当施設が提供するサービス

①利用料金に含まれるサービス

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none">栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。入居者は食堂にて食事をとっていただくことを原則とさせていただきます。 (食事時間) 朝食 7：30～ 8：30 昼食 12：00～13：00 夕食 18：00～19：00
入浴	<ul style="list-style-type: none">浴室準備を行います。入浴は施設指定の時間で行っていただきます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none">協力医や看護職員が、健康管理相談を行います。また、緊急時必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関などに責任を持って引き継ぎます。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none">当施設は、入居者及びご家族から、入居者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none">当施設では、入居者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽・日常生活支援・サークル等の事業を行います。
レクリエーション行事	<ul style="list-style-type: none">施設行事計画に沿ったレクリエーション行事を企画します。
介護保険の申請	<ul style="list-style-type: none">介護の必要性を感じ、ご本人及びご家族から介護保険申請の希望があった場合、申請の代行を行うことができます。

◆介護保険サービスについて

- 日常生活においてご契約者本人が介護の必要性を感じたり、またご家族等からご契約者本人の生活上の問題点などのご相談を受けた時などに、ご本人が介護保険サービスの希望がある場合は介護保険申請を代行して行うことができます。
- 介護保険サービスを受けることにより、サービスにかかった費用の1割～3割分を自己負担、7割～9割分を介護保険で負担し、各介護保険適用サービスを施設内で受けることができる制度です。
- 介護保険サービス外としてその都度の実費負担なく利用できるサービスがあります。
- 介護保険制度に関わる申請、サービス内容、利用料金等に関するご相談やご質問は、生活相談員にお気軽にお問い合わせください。

②有料サービス

種類	内容	費用など
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活（居室掃除、洗濯、入浴の見守り、居室への配膳など）について支援の希望がある場合、対応することができます。 但し、サービスの実行については、予めご相談いただいた上で実行になります。 サービスの内容（時間、頻度、内容）によっての実費負担になります。 	¥500～ ¥3,000 サービスによる
特別な食事	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者様の希望や栄養管理上の理由に基づいて、特別な食事の提供ができます。 何かしらの理由により、居室配膳を行うことができます。 	実費 配膳1回 ¥100
投薬管理	薬を預かり、毎日の決められた時間、用法に基づき、管理提供することができます。	管理料 月 ¥3,000
行政手続きの代行	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関などでの書類申請交付、各種手続きなどを代行いたします。遠隔地への手続き代行も行いますが、交通費が発生する場合があります。 	1回 ¥500
レクリエーション クラブ活動	<p>ご契約者様の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。</p> <p>例えば、書道・カラオケ・華道・茶話会・各種工作・映画鑑賞などで材料費、行事費用など発生することがあります。</p>	実費
理美容サービス	<ul style="list-style-type: none"> 散髪の出張サービスをご利用いただけます。 	カットなど 実費
洗濯機の利用	<ul style="list-style-type: none"> 施設設置の洗濯機を利用できます。 	無料
受診・外出送迎 同行	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の病院への送迎をいたします。 	1時間 ¥1,000 30分ごと¥500
買物代行	<ul style="list-style-type: none"> 買い物の代行をいたします。 	1回 ¥1,000
複写物の交付	私用の複写等で事務所設置のコピー機をご利用いただけます。	白黒 1枚 ¥10 カラー1枚 ¥50
その他	<ul style="list-style-type: none"> 当施設の利用において、利用料金に含まれるサービス以外の個人で希望されるサービスについて。 但し、内容によっては実費負担が発生しない場合もありますので、その都度ご相談ください。 	実費

※サービス提供における事業者の義務

当施設では、ご契約者様に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認し対応いたします。
- ③ご契約者から介護保険の要介護認定申請の希望があった場合、要介護認定の新規申請のために必要な援助を行います。

④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご入居者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写を交付します。

⑤ご契約者に対する身体拘束、その他行動を制限する行為を行いません。

但し、ご契約者又は他の契約者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体などを拘束する場合があります。

⑥事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た、ご契約者又はご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)

但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関などにご契約者の心身等の情報を提供します。

6. 利用料

①保証金

- ・入居契約時に、保証金25万円をお預かりいたします。
- ・この保証金は、無利息であり償却していくものでは無く、月々の利用料が支払えなくなった場合の充当金として、また、ご契約者様の退居時もしくは造作等による原状回復が発生した場合のリフォームの費用としてお預かりするものです。

②月額利用料

- ・下記の料金表＜表1＞により、ご契約者様の収入によって決定された合計が月額の基本利用料となります。

注1) 自室で使用された光熱費がかかります。(各居室に設置したメーターでの算出)

注2) 11月～3月の間、冬期加算(共有スペース等の暖房費)￥2,150が加算されます。

< 表1 >

[単位：円]

対象収入による階層区分		利 用 料 金			
		サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	合計
1	1,500,000円以下	10,100	46,940	9,000	66,040
2	1,500,001円～1,600,000円	13,100	46,940	9,000	69,040
3	1,600,001円～1,700,000円	16,100	46,940	9,000	72,040
4	1,700,001円～1,800,000円	19,200	46,940	9,000	75,140
5	1,800,001円～1,900,000円	22,200	46,940	9,000	78,140
6	1,900,001円～2,000,000円	25,200	46,940	9,000	81,140
7	2,000,001円～2,100,000円	30,300	46,940	9,000	86,240
8	2,100,001円～2,200,000円	35,400	46,940	9,000	91,340
9	2,200,001円～2,300,000円	40,400	46,940	9,000	96,340
10	2,300,001円～2,400,000円	45,500	46,940	9,000	101,440
11	2,400,001円～2,500,000円	50,500	46,940	9,000	106,440
12	2,500,001円～2,600,000円	57,600	46,940	9,000	113,540
13	2,600,001円～2,700,000円	64,700	46,940	9,000	120,640

1 4	2,700,001円～2,800,000円	71,800	46,940	9,000	127,740
1 5	2,800,001円～2,900,000円	78,900	46,940	9,000	134,840
1 6	2,900,001円～3,000,000円	86,000	46,940	9,000	141,940
1 7	3,000,001円～3,100,000円	93,000	46,940	9,000	148,940
1 8	3,100,001円以上	138,000	46,940	9,000	193,940

但し、「静岡県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」改正に伴い変更いたします。

※この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

③ご契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は下記の通りです。

- (1) 入院期間中であっても、<表1>の「サービスの提供に要する費用」「生活費」「居住に要する費用」及び居室の光熱費（使用された分）の合計利用料金を請求いたします。
- (2) 3ヶ月を超える長期入院の場合、ご契約者、保証人、施設管理者で協議を行い、今後の対応を決定いたします

7. 苦情相談窓口

当施設では、苦情の解決に向けて下記の通り苦情相談解決責任者、苦情相談窓口責任者、苦情相談受付担当者及び第三者苦情受付窓口の体制を整えております。

①サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

施設内ご利用相談窓口	苦情相談解決責任者：長田 直樹（施設長） 苦情相談窓口責任者：川口 さおり（生活相談員） 苦情相談受付担当者：全職員
ご利用方法	受付時間（8：30～17：30） TEL：055（969）3382 FAX：055（969）3385 E-mail：miharunooka@themis.ocn.ne.jp

※直接の相談は相談室などを利用し、プライバシーへの配慮をいたします。

②施設外部の第三者苦情受付窓口

第三者委員苦情相談窓口	第三者委員：杉山 俊朗 様 〒410-0318 沼津市平沼1187番地の3 電 話：055（967）0513（自宅）
	第三者委員：齋藤 穂積 様 〒410-0318 沼津市平沼986番地 電 話：055（966）2244（自宅）
	第三者委員：森 育夫 様 〒410-0317 沼津市石川1692番地 電 話：055（966）2475（自宅）
	第三者委員：野口 博史 様 〒410-0309 沼津市根古屋236番地の3 電 話：055（966）2203（自宅）

③行政機関その他苦情受付機関

沼津市役所市民福祉部 長寿福祉課 施設・指導係	住 所：沼津市御幸町16-1 電 話：055（934）4873
静岡県福祉サービス運営適正化委員会 (静岡県社会福祉協議会内)	住 所：静岡県葵区駿府町1-70 電 話：054（653）0840

8. 非常時の対策

非常時の対応	「施設本体避難計画」に準じ対応を行います。
平常時の訓練など	「施設本体避難計画」に準じ対応を行います。
緊急自体の対応	「施設本体避難計画」に準じ対応いたします。

9. 当施設ご利用にあたって留意いただき事項

持ち込みの制限	衛生管理の観点から、食品（腐敗しやすいもの）、危険物（刃物等）、獣類（ペット等）などは、原則として持ち込むことができません。
来 訪 ・ 面 会	・面会時間 10：00～17：00（その他必要に応じて面会できます） ・来訪者は、必ず面会受付簿への記入をお願いいたします。 ・来訪される場合、食品（腐敗しやすいもの）の持込はご遠慮ください。
外 出 ・ 外 泊	職員の付き添い以外で、外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出いただき、外出、外泊届へのご記入をお願いします。
食 事	外出などにより食事が不要な場合は、2食前までにお知らせください。
浴 室 の 使 用	・浴室内での、毛染め、衣類の洗濯などは禁止です。 ・その他、迷惑行為、浴室の汚染、浴室の破損、危険行為等も固く禁止します。

喫 煙	<ul style="list-style-type: none"> 居室での喫煙は防火上禁止します。 所定の場所以外での喫煙も禁止です。
飲 酒	施設長又は主治医等の許可がある場合のみ、居室内での節度ある適度な飲酒を許可します。
火 気 の 使 用	<ul style="list-style-type: none"> 火災予防上の理由から、居室内での火気使用はご遠慮ください。 仏壇などの線香やロウソク、石油温風ヒータ、石油ストーブ、電気ストーブ、 ハロゲンヒータ等の火気使用による暖房機器類の使用はお断りいたします。 その他暖房機器などについては、一度お問い合わせください。
迷 惑 行 為 等	騒音、悪臭など他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入居者の居室に立ち入らないように願います。
宗教活動・政治活動	当施設内で、他の入居者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。

ケアハウスの施設サービスの開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

※記名（印字又はゴム印）の場合のみ要押印とし、署名の場合押印省略とします。

令和 年 月 日

説 明 者 職 種（生活相談員） 氏 名

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、内容を理解しサービスの開始に同意いたしました。

契 約 者 住 所

氏 名

身元保証人及び家族代表 住 所

氏 名